

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
1	I 行政組織の再構築	iii 有能な人材の確保・育成	総務部	総務課	人材育成のための研修の実施	<p>これまで、OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)や市町村職員研修センターで行われる階層別研修、市独自の接遇・マネジメント・管理監督職研修など様々な研修を実施し、能力の開発を進めてきた。また、実務研修として岐阜県東京事務所・古川土木事務所への派遣や、中間集集中型の自治大学校や全国地域リーダー養成塾への派遣にも取り組んできた。</p> <p>当計画では、平成27年度から5年間を「人材育成強化期間」と位置づけ、職員一人ひとりの意識改革を柱として、階層と研修の体系化を図り、効果的な研修を実施することとする。また、人材育成基本計画の見直しを行い、考え抜く職員、行動が起こせる職員、信頼される職員の育成を行う。</p>	各研修会等を通じ、職員一人ひとりの意識改革を進め、有能な人材の育成を進める。		
2	I 行政組織の再構築	iii 有能な人材の確保・育成	総務部	総務課	職員の健康づくりの推進	<p>喫煙の自由な選択はあるものの、その喫煙による健康被害は増加傾向にある。現在、勤務時間の内外を問わず、庁舎内における喫煙が行われており、労働安全衛生法の改正を見据えた喫煙者の健康管理と、更なる勤務時間の効率化を図り市民サービス向上に努めなければならない。</p> <p>このため、労働安全衛生法の改正(平成27年6月施行予定)に伴い、平成27年度から勤務時間中の喫煙を禁止し、どれだけでも喫煙量を減らすことによる職員の健康づくりを推進するとともに、煙のない職場環境づくりを進める。</p>	健康被害を減少させ、病気休暇取得者の減少、ひいては共済組合の医療費抑制につなげる。		
3	I 行政組織の再構築	ii 振興事務所のあり方の検討	総務部	総務課	振興事務所機能のあり方の検討	<p>市町村合併以後、行財政改革及び組織効率化の観点から、各振興事務所の人員と業務の本庁集約を進めてきた。旧役場の機能縮小と職員減員に対し、住民は地域活力が失われるとの漠然とした不安を抱いている。また、効率化が必要な一方で、防災拠点及び地域活性化の観点からは、安易に縮小・効率化すべきものではない。</p> <p>このため、市民と行政が求める、真に必要な振興事務所機能のあり方を検討する。なお、関係部署による内部組織(検討委員会等)を編成し、検討を行うものとする。</p>	振興事務所機能のあり方、将来的方向性を明確にすることで、計画的な市政運営を図るとともに、振興事務所機能縮小＝地域の衰退というような住民の不安解消を図る。		
4	I 行政組織の再構築	i 効率的な組織・機構の確立	総務部	総務課	職員定数の適正化	<p>平成17年3月に第1次定員適正化計画を策定し、平成26年4月1日の職員数の適正化を目標に削減を進めてきた。平成21年度には長期財政見通しをもとに人件費抑制を更に強化するための5カ年計画を上乗せし、行政改革を行ってきた。現在、総職員数は医療(一)・医療(三)給料表適用者の減少により、その目標が達成されている。他方、共済年金の支給開始年齢が65歳まで段階的に延長されることに伴い、年金受給開始までの無収入期間が大きな問題となっている。その期間を再任用制度の活用により任用し、年金との接続を図る必要性が高まっている。このような状況の中で、職員定数内である再任用職員を含めた職員数を適正化する計画の策定が必要不可欠となっている。</p> <p>このため、平成27年4月1日をスタートとする、第2次定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を進める。</p>	職員数の適正化を図るとともに、定年退職と年金支給開始年齢との段階的な移行を見通し、年金接続に極度な無収入期間が生じないようにする。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
5	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	総務部	総務課	飛騨市市営バス運営の見直し	<p>巡回バスは、合併の速やかな市の一体化を図る等の理由から、平成17年度より市内全域を東回り・西回りにより、毎日各3便を業者委託により運行している。(運賃は100円。中学生までは無料。)。運行開始当初は徐々に利用者が増加し、平成20年度に59,101人となったが、その後減少を続けており、平成24年度は50,456人となった。運行区間によっては利用者が殆どない箇所もあることや、JRやバス事業者が運行する幹線へのアクセスの利便性が低いことから、合併後10年が経過し運行の方法を見直す時期に来ている。</p> <p>また、各町において無料バスも運行しているが、他のバスとの料金格差などの問題もあるため、飛騨市全体の公共交通の在り方を見直し、新体系の構築を図る必要がある。このため、真に必要とされる公共交通網の形成を図る。</p> <p>【参考】 委託費)無料バス 約4,000万円、有料バス 約6,200万円 内訳)補助 約1,400万円、市費 約8,800万円</p>	真に必要とされる公共交通網を形成し、市民が利用しやすい公共交通とすることで利用者数の増加を図る。		
6	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	総務部	総務課	LED防犯灯取替補助事業の推進に伴う防犯灯維持補助金の廃止	<p>これまで、区等が維持管理する防犯灯に年間600円/灯の補助金を交付している。(H25年度決算額:2,185千円)</p> <p>一方、H25年度より、省エネ並びに区の維持管理費の軽減を目的として、既存防犯灯のLED化補助制度を整備し、推進している。LED化により維持費も削減されることから、防犯灯に関する補助制度について調整を図る必要がある。</p> <p>(LED化補助制度:1/3以内の補助、上限7千円/灯、制度運用期間:5年間)</p> <p>このため、LED防犯灯取替補助事業がH29年度をもって終了となることから、H30年度以降の防犯灯維持補助金を廃止する。</p>	防犯灯のLED化を推進し、各区等の維持管理経費の削減を図る事によって、防犯灯維持管理補助金を廃止する。同補助金の廃止により年間2,000千円超の補助金額を削減することができる。	2,185	
7	I 行政組織の再構築	iii 有能な人材の確保・育成	総務部	総務課	人事評価の本格実施	<p>地方分権の進展に伴い、業務量の増加・業務内容の複雑化が進み、それに対応する職員の育成が求められている。そのような時代背景に適合した人事管理が進む中、平成21年10月から能力評価、平成23年4月から業績評価の試行を行ってきた。</p> <p>合併特例期間の終了を見据え、現在以上に強い自治体づくりを進める必要があるため、人事評価を試行から本格運用に移行し、職員の能力・業績を昇給、手当(勤勉手当)に反映させる。</p>	全職種全職員に人事評価を導入し、勤務成績に応じた任用・給与等を実現しながら、職員の資質・能力の向上を図るとともに、モチベーションの高い職員集団を築く。		
8	Ⅳ 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部	総務課	ふるさと納税の活用	<p>ふるさと納税制度はあくまで寄附であり、寄附の強要や個人情報の侵害につながるよう配慮する必要がある。そのうえで、飛騨市を応援していただける方の拡大、継続して寄付頂けるような方策、あるいは新規に寄附いただく方を確保することが必要である。そのためには、いかに飛騨市の魅力を伝えるか、特産品の購買や飛騨市観光等とも連動して飛騨市へお金が落ちる仕組みをどのように作るかが課題である。</p> <p>このため、納付方法の簡素化、観光サイト・HP等による魅力ある特産品やサービスのPRに努め、他市と遜色ないふるさと納税制度への向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードサービスの導入、飛騨市観光サイト・関東飛騨市会等の関係団体へのPRにより寄付者の拡大と寄附の継続を図る。 ・観光パンフレットによる飛騨市の魅力の伝達。魅力ある特産品のお返しやサービス(市内旅館、ホテルの割引券等)を導入し、ふるさと納税制度連動して市にお金が落ちる仕組みづくりを図る。 ・ふるさと納税額の増額 	45,000	

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
9	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	総務部	総務課	自主防災組織の整備及び自主防災訓練の実施による防災支援体制強化	災害発生時においては、「自分の身は自分で守る」が基本であるが、自力で避難ができない災害時要援護者への配慮が必要である。そのため、自主防災組織未設置地域については組織の整備促進が不可欠である。 また、既に自主防災組織が整備されている地域についても、災害時要援護者の避難について訓練の実施が必要である。 このため、自主防災組織のない地域への整備を促すとともに、自主防災訓練における災害時要援護者の避難訓練等実施を促進する。 【参考】自主防災組織の現状(設置数/地域数): 古川44地域/44地域、河合13地域/13地域、宮川20地域/25地域、神岡10地域/15地域 (※宮川地区の未設置は、1~4世帯の小規模集落であり組織化は現実的ではない。)	自主防災組織のない地域での組織整備を行い、また、自主防災訓練において災害時要援護者の避難訓練等を実施することで、行政に頼らない、地域による自主的な防災体制の構築に繋げる。		
10	I 行政組織の再構築	i 効率的な組織・機構の確立	総務部	総務課	非常勤特別職職員の必要性の検討	合併以後、市は、業務に関する諮問・審議等を依頼するため、各種委員会等(附属機関)を設置し、その委員(非常勤特別職)として市民等へ委嘱している。しかし、中には位置付けられているものの十分に機能していない附属機関もあり、その見直しが必要となっている。 また、人口の少ない地域では、特定の市民に非常勤特別職職員の委嘱が集中することもあるため、委員定数・人選方法も含めた見直しが求められている。 このため、各種非常勤特別職職員の必要性の検討及び見直しを行う。	非常勤特別職職員(附属機関)の見直しにより、委員報酬の適正化を図る。		
11	Ⅳ 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	選挙管理委員会(総務部)	選挙管理委員会(総務課)	選挙事務の効率化	選挙が行われる際、全市内で30箇所の当日投票所が設けられている。期日前投票制度の導入により選挙人の投票機会の利便性向上が図られ、投票状況が変化(期日前投票者数の増加)してきたこと、また、人口減少により小規模投票区の選挙人減少が進んでおり、従来の投票所設置数のままでは非効率的である。 このため、投票所を再編することで選挙事務効率化を図る。 また、投票実態を分析し、当日投票所における投票時間の短縮の実現性について検討する。	投票所の設置見直しにより、投票所運営経費を削減する。	745	
12	Ⅱ 行政施策の再構築	ii 全市有施設の将来的方針の検討	総務部	財政課	全市有施設の将来的方針の検討(飛騨市公共施設等総合管理計画の策定)	合併以降、各種類似施設が旧4町村ごとに存在するなど、利用頻度や維持管理面、市として真に必要な施設か、将来的にどうするのかの検証が為されていない。 また、平成26年4月22日付総財務第74号により、総務大臣から早急な公共施設等総合管理計画の策定要請がなされたところである。 このため、飛騨市が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を内容とする計画を定める。 また、取組により策定された将来的方針は次期の総合計画に位置付けるものとし、計画的な財政運営を図る。	厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。	※	現時点で効果額を算定できないもの。

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
13	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部	財政課	行政財産の目的外使用における必要経費の徴収	行政財産の目的外使用については、「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」の規定に基づき使用料を徴収しており、許可している件数は、年間70件以上におよび、その用途は、事務所・倉庫・自動販売機設置等が主となっている。使用料はその団体又は使用目的に応じて免除している場合があるが、光熱水費や維持管理費等の必要経費についても免除している場合が見受けられる。このため、必要経費、とりわけ光熱水費については、使用者負担が原則であり、団体区分及び使用目的を問わず適正に徴収するものとする。基本的には、使用者が子メータを設置し、市が使用量を把握したうえで、それに応じた分を徴収する。子メータの設置が困難な場合は、面積割りや人数割り等、合理的な算定方法に基づき算出した料金等を徴収する。ただし、市の政策や事業に深く関わっており、徴収することが適当でない場合もあるため、必要経費徴収のための基準を設ける。	基準を明確にし、適正かつ公平な徴収を行う。また、使用者に負担を求めることにより、節約意識を持っていただく。		
14	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	総務部	財政課	新電力導入事業	2000年までは電気事業法による参入規制により地域の電力会社（一般電気事業者）が地域独占を容認されてきたが、「総括原価方式」（経費に対し一定の利益を乗せた価格設定方式）により、日本はイタリアに次いで2番目に高い価格水準の電気代となっている。そこで産業の空洞化を抑制する等の経済的側面から、経済産業省が2000年より「電力小売市場の段階的な自由化の拡大」を推し進め、2004年、2005年と段階的な規制緩和（自由化部門の拡大）があり、現在は原則契約電力50kw以上の「高圧電力契約の需要家」が対象となっている。（50kw未満でも高圧需要家なら対象）規制緩和の結果、これまで地域の電力会社からしか購入できなかった電気が、「特定規模電気事業者」（新電力）と呼ばれる別の事業者から安価な価格で購入することが可能になっている。このため、その実現を図る。ただし、災害時等の応急対応の可否、他市町村の動向も視野に入れながら進めるものとする。	特定規模電気事業者からの電力購入とすることで、試算により削減効果が期待できる施設は、中部電力管内が21施設、北陸電力管内が6施設となっている。投資的経費は不要で、削減効果額として市全体（指定管理施設含む）で年間約400万円が見込まれ、経常的経費の大幅な削減が期待できる。	18,000	
15	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部	財政課	不要財産の積極的売却	現在、財産の処分（売却）については、貸付等関係者からの申し出によって処分しているものがほとんどであることから、積極的な処分のための取組みが必要がある。このため、次の取組みを実施し、不要財産の積極的売却を進める。遊休地については、売却可能地を選択し公売にかけ、売却できなかったものについては、ホームページ上で随時売却物件として公募する。貸付地については、個別交渉を実施し、売却を推進する。普通財産については、基本的に新規の貸付けは行わず売却を原則として取扱う。不要物品の調査を全庁的に行い、インターネット公売を活用し積極的に売却する。旧法定外公共物については、隣接地を事前に調査し、その基礎資料を基に建設課において現地で機能調査を行い、売却可能物件について対象者に購入を促す。	不要財産の処分によって、財産管理費用の削減及び将来的に安定した自主財源（固定資産税）の増収を図る。	※	現時点で効果額を算定できないもの。

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
16	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	総務部	財政課	地方公会計の整備促進	行政改革推進法によって地方公共団体には、財務書類の作成が求められている。飛騨市においても平成22年度決算より「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成を行っているが、当該モデルは過去の決算統計をベースとしており、資産評価の制度が著しく低いものとなっている。総務大臣通知「今後の地方公会計の整備促進について(平成26年5月23日付け総財務第102号)」において、固定資産税台帳の整備と複式簿記の導入を前提として新たな財務書類作成を行うため、平成27年度～平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体に統一的基準による財務書類の作成を要請するとともに、平成27年度中に公会計にかかる標準的なソフトウェアを配布する方針であることが示されている。このため、次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な推進体制の整備 ・固定資産台帳様式、資産評価基準の策定 ・資産の棚卸(各種台帳との照合、実施調査) ・固定資産台帳整備(データ入力、開始時簿価算定) ・公会計運用開始 	企業会計の手法による財務書類を整備し、減価償却費や各種引当金などの表面化されない行政コストや資産・負債を一覧的に明示することにより、市民や議会に対する説明責任を果たし、財政運営や政策形成の基礎資料として有効活用を図る。 また、固定資産台帳を活用した資産の将来更新費用の試算や平準化が可能となり、施設・事業分野(セグメント)毎の行政コストを把握・分析することで、行政評価への活用や受益者負担の適正化、施設の統廃合などの検討にも用いることができる。		
17	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部	税務課	自主財源(市税収入)の確保	人口減少や景気低迷など当市の税収は減少傾向にあり、限られた自主財源(市税収入)を確保する必要がある。また、新たな滞納者を生じさせないために、納税計画の作成等の相談対応も行っているが、不当・不誠実な滞納者に対しては厳しい態度で臨まなければ、納税者間に不公平感が生じることとなる。 このため、分納誓約をしているにも関わらず納付が滞っている者や特段の事情がない不当な滞納者に対し、預貯金等の差押えを行う。また、差押え対象の預貯金等が見つからない場合は、車の差押えに着手し、確実な納付につなげる。	積極的な預貯金等及び車の差押えにより、滞納額の減少・自主財源の確保を図る。		
18	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部	税務課	新たな納税手法の導入・検討	3税(市民税・固定資産税・軽自動車税)の納付については、約77%が口座振替であり、納付率も98%と高い結果となっている。口座振替以外は納付書による取扱いで、各自金融機関等での納付となる。しかし、昨今の生活環境の変化から金融機関営業時間外での納付を希望する声が多くなっている。このため、24時間営業のコンビニ収納を導入し、納税者の利便性を高め、収納率のアップを目指す。 (ただし、コンビニ収納は現年度分のみ対応し、滞納繰越分は延滞金の関係で対象外。) また、クレジットカードによる納付についても、全国的な動向を注視しながらその実現の可能性を検討する。	夜間・休日であれば納付できないという滞納者に対し、納付の選択肢を広げ、収納率アップを図る。	3,200	
19	II 行政施策の再構築	i 行政評価システムによる行政施策PDCAの実行	企画商工観光部	企画課	行政評価システムの確実な実行	毎年度、予算編成時期に合わせ、市が実施している事務事業の検証・評価が実施されているものの、その手法が確立されておらず、評価・検証結果の予算等への反映も不明瞭な状況にある。 このため、行政評価のシステム(スケジュール及び方法)を確立させ、職員に周知徹底する。また、そのシステムを確実に実行し、全ての職員が、その効果を把握できる仕組みとする。	各種行政施策・事務事業の定期的かつ確実な見直しを図り、弱点の強化によるより良い施策の実現もしくは施策推進上の無駄を排除する。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
20	Ⅱ 行政施策の再構築	iii 専門家の意見を踏まえた指定管理施設の方向性の検討	企画商工観光部	企画課	専門家の意見を踏まえた指定管理施設の方向性の検討	観光・商工目的の各種指定管理施設は、類似施設が旧4町村ごとに存在するなど、市民にとって、市にとって真に必要な施設か、将来的にどうするのかの検証が為されていない。 平成25年度より、専門業者により一部の指定管理施設について将来性を検証している。この結果を踏まえ、観光・商工目的の指定管理施設(26施設)の今後の方向性を検討する。	指定管理施設の方向性を明確にすることで、計画的な市政運営を図る。	※	現時点で効果額を算定できないもの。
21	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	企画商工観光部	情報戦略室	飛騨市ケーブルテレビ民営化等の検討	古川町及び神岡町の山間部と河合町・宮川町においては、地上デジタル放送の難視聴区域のため、飛騨市直営のケーブルテレビ事業で設備を整備し配信している。また、インターネットサービスについても付帯事業として提供している。しかし、事業開始当初に整備した地域は10年以上が経過し、機器の老朽化に伴う更新や伝送路の保守などの経費が増加している。さらに、インターネットサービスは現在大きな収益をもたらしているが、技術の進歩が激しく高速インターネットに対応したシステム改修や光ケーブルの張替などの新たな設備投資には多額の費用がかかる見込みである。 このため、民営化の可能性も含め、ケーブルテレビ事業の運営手法を検討する。	設備の更新(FTTH化)には約10億円の設備投資が必要な見込みであるが、民営化となればその費用が削減できる。(市が使用している光ケーブルもあるため、費用が皆減することはない。) また、ケーブルテレビ事業に関する業務がなくなることから、職員配置や人件費が削減できる。		
22	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	ii 地域活性化活動の推進支援	企画商工観光部	情報戦略室	情報伝達媒体の広告への開放について	現在、飛騨市においては、情報伝達媒体としてケーブルテレビ、ホームページ、電子メール、広報誌、同報無線があり、他にも情報伝達媒体となり得るものとして市有建物や公用車、封筒等がある。しかし、広告への開放が実現しているのはケーブルテレビのみとなっている。 このため、市ホームページ、市有建物や公用車等の広告への開放による収入獲得の可能性を検討する。	・広告収入による歳入増加を図る。 ・広告活用による市内商店や事業所の販売増加と活性化を図る。		
23	Ⅰ 行政組織の再構築	i 効率的な組織・機構の確立	市民福祉部	市民児童課	窓口延長フレックスタイムの導入	毎週月曜日は、本庁における窓口業務を夕方6時15分までと1時間延長している。延長時は毎回利用者があり、市民にも好評である。一方、振興事務所では利用者が少ないことから、平成22年度より電話予約制による窓口延長に変更(第二次行政改革)、予約時のみ延長を実施することとしており、時間外勤務手当の削減に繋がっているといえる。 このことから、本庁舎では、市民の利便性を考慮し、今後も窓口延長は継続しながら、時間外勤務手当を削減すべく、フレックスタイムを導入する。(窓口延長当番はその週のうちで、1時間遅く出勤するか、1時間早く退庁する。)	窓口延長を継続することで、市民サービスの質を維持しつつ、職員時間外手当を削減できる。		
24	Ⅳ 適正な財政運営	ii 歳入の確保	市民福祉部	市民児童課	保険料徴収の強化	限られた職員数(国保担当2人、後期担当1人)でありながら職員の努力によって、県下市部の中では収納率第1位(現年度分)を維持している。 しかし、同職員数で賦課・徴収・資格管理・給付・交付金関係までの全ての業務を行っており、きめの細かい徴収事務が実現しているとは言い難い。 このため、徴収に特化した職員(嘱託・臨時)を配置することで効率的な徴収事務を構築を図る。	徴収専門員を配置することによって、常に滞納者・滞納額を把握できるため、迅速で効率的な滞納整理が可能となり、収納率のさらなる向上を図ることができる。	1,000	

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
25	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	市民福祉部	市民児童課	各種データベース共有化の仕組みづくり	全国的な人口減少・少子高齢化の問題に伴い、今やどの自治体も頭を悩ませ、様々な施策を展開している。合併10年を経過した本市においても人口減少は例外ではなく、以前、歯止めがかからない状態が続いている。近隣市村では交流人口を増やすべく観光開発に力を注いでいるが、本市においては、まだまだ全国的に有名な観光スポットは少なく、近隣市村に負けない対策が必要といえる。このうえでは、まずは定住人口の減少を押さえる為に世代循環を可能とする住民誘致を推進し、直接、市の財政を圧迫する地方交付税や住民税と言った重要な税収の減を抑える事が必要である。また、年間を通して交流人口を増やす為に、観光地とは違った飛騨市独自の「みどころ」を作る事がこれから飛騨市が生き残って行く為の重要な部分となる。市が持つ魅力を最大限に引き出すためには、各部署で保有する数値情報・統計調査・アンケート等によるデータ蓄積及びその分析並びに組織内での共有は不可欠である。このため、その仕組みづくりを行う。	人口推計値等、各部課で管理している数値情報・統計調査・アンケート結果等を、組織内で共有できる仕組みをつくることで、効率的な情報共有を図ると共に、一体的な政策運営を図る。		
26	III 市民と行政の自立(自律)	iii 地域人材の育成支援	市民福祉部	市民児童課	病児・病後児保育の実施	現在、飛騨市内には病児・病後児保育施設はなく、ファミリーサポートセンター事業における「病気回復期の子ども利用者宅での預かり」まででとどまっている。このような中で、両親が就労中の家庭においては、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応する病児・病後児保育施設の開設が望まれているところである。 このため、市内で病児・病後児保育施設を開設する。	病児・病後児施設を開設することにより、昨今の社会情勢の変化あるいは女性の社会進出の増加等により、子育てをしながらでも安心して就労することができる環境基盤整備を図る。また、働く女性の活躍、少子化対策として就労者の増加が期待できる。		
27	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	市民福祉部	健康生きがい課	医療費の抑制(健康寿命の延伸)	高齢者の増加により国民医療費が年々増加している。平成20年度から、飛騨市は、飛騨市国民健康保険の医療保険者として40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診を実施している。また、40歳以上の市民を対象にがん検診(子宮がん検診は20歳以上)を実施している。特定健診の受診率は高く、市民の健康への関心は高いが、飲酒の機会が多い等の習慣もあり、受診率の高さが生活習慣病の予防につながっているとは言い難い面もある。 このため、健康についての啓発や健診・検診後の保健指導を充実することで、市民の健康意識を改善し、市民自らが生活習慣病を予防する飛騨市を目指す。その結果、健康寿命の延伸が図られ、医療費の増高率の抑制が期待できる。(医療費ベースでの比較は様々な要因が加味される。) また、平成26年度から国民健康保険のレセプトデータと健診データがリンクされ、平成25年度分の実績による疾病分析、課題設定が可能となったため、この国保データベースを活用し、国保データヘルス計画を策定し市民の健康指標の設定に活用する。	・健康寿命の延伸、医療費の増高率の抑制 ・予防に重点を置きたい疾病等を設定し、医療費等の伸び率を観察する。【メタボリックシンドローム、高血圧、糖尿病、がん】 指標1 一人当たり医療費(医科+調剤)の飛騨市と県平均の差を減少させる。【高齢者が増えると医療費が増加する】 指標2 国保データベースで算定される健康寿命を延伸を図る。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
28	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	市民福祉部	福祉課	市が出資する社会福祉法人への関与の見直し	<p>社会福祉協議会は、合併以前は、法人運営事業・福祉推進事業・ボランティア活動事業・共同募金活動事業・デイサービス事業・ホームヘルプ事業等の地域福祉事業を行ってきた。合併によって、デイサービス事業・ホームヘルプ事業等のハード事業を古城福祉会が行うようになり、社会福祉協議会は、行政及び市民からの補助金と受託金により各種福祉推進事業・ボランティア事業及び共同募金配分事業・総合相談事業等のソフト事業を行ってきた。そのため、市からの運営補助金の額が、他の市補助金の中でも群を抜いて多額となっており、事業の見直し等を行い、補助金の減額を図ることが課題である。(社会福祉協議会の事業費は、事業費収入と市からの補助金(全体の約50%)で賄っており、その補助金は主に各種事業に係る職員給与となっている。)</p> <p>このため、補助金から委託金(事業の対価として)へ移行することや、社会福祉協議会が独自事業の導入・推進を図ること、市の福祉事業の社会福祉協議会への移行を行うこと等によって補助金減額を図る。</p>	補助金額の削減及び市の事業が移行することによって市職員の減員も可能となる。また、社会福祉協議会がハートピア内へ移転することになれば、福祉サービスの集約につながり、福祉サービスのワンストップ化を図ることができる。	40,500	
29	Ⅳ 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	市民福祉部	福祉課	障がい者関係手当の一本化	<p>現在、市では重度心身障害児福祉手当・精神障害者福祉手当を対象者に給付しているが、対象者を限定(重度心身障害児福祉手当については、児童のみ、身障手帳3級以上、療育手帳B1以上)しており、軽度障がい者には障がいにより就労できないにも関わらず、級が低いため障害年金を受給できない障がい者が見受けられる。また、近隣市町村においては、全ての障がいに対応する手当となっているケースが多く、他市からの転入者から不満も多く聞かれ、障がい者の関係手当の見直しが必要である。このため、幅広く制度を利用してもらうことができるよう所得条件及び手当額を設定する。</p> <p>また、現状として、他市と比べ高額となっている対象者もいるため段階的な減額も考慮する。級の違いによって、対象者の日常生活の困難度合いの違いは判断できないため、障害の違いによる手当額の差が少ない制度とする。(手当額については近隣市を参考とする。)</p> <p>なお、段階的な減額措置により一時的に支出額は増加する可能性はあるが、最終的には手当総額として現在の支出額を下回る見込みである。</p>	年金受給者及び一定以上納税者以外の手帳所持者すべての対象者に対し手当を支給することで、公平化を図ることができる。	400	
30	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	市民福祉部	福祉課	地域福祉の推進	<p>福祉に対する市民ニーズは、年々増加・多様化傾向にある中、これらのニーズを行政だけで対応していくことには限界があり、誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現のため、市民一人ひとりが地域内で助け合える関係を築く必要がある。</p> <p>飛騨市の中では、現在、ボランティア団体が20団体(全375人)組織され、様々な活動を行っている。一人暮らし高齢者等の対策としては、民生委員、福祉委員(古川町)、福祉協力委員(神岡町)が中心となり在宅の要援護者の見守り・相談活動を行い、必要に応じて行政や各種福祉サービスへと繋ぐ役割を担っている。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中では、地域住民が主体となり、地域における助け合い活動が確立されることが必要であり、その活動の中心的役割を担う福祉人材やボランティア団体の育成・確保が重要な課題である。</p> <p>このため、福祉人材(ボランティア)の育成・確保、地域支え合い活動の推進を社会福祉協議会、各地区区長会、民生委員・児童委員、各種団体と市が交流・連携し、「福祉力」を向上させるための取組を行う。</p>	ボランティア団体の育成・確保のための養成講座の開催、ボランティアの情報発信事業、地域福祉ネットワーク推進活動(見守りネットワーク)の実施により、地域としての福祉の増進を図る。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
31	II 行政施策の再構築	ii 全市有施設の将来的方針の検討	環境水道部	環境課	し尿処理施設の統合	<p>現在、北吉城クリーンセンター(平成9年度稼働)とみずほクリーンセンター(平成15年度稼働)でし尿処理(汚泥再生処理)を行っている。</p> <p>下水道の普及と人口減少等により両施設の搬入量(処理量)が減少してきているとともに、施設の老朽化も進んでいる。なお、みずほクリーンセンター(汚泥再生処理40kL/日)には、今後余裕が生じてくる見込みとなっている。</p> <p>このため、北吉城クリーンセンターでの処理業務を止め、みずほクリーンセンター(汚泥再生処理)への処理業務の集約化を図る。</p> <p>①地元(三川原区等の同意)の協議 ②下水道汚泥処理施設を含めた管理運営について関係市との協議 ③関連団体、委託先業者との協議 ④みずほクリーンセンター(全体)の老朽化対策 等々が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種経費の軽減 施設の有効利用と適正な管理及び運転 	※	現時点で効果額を算定できないもの。
32	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	環境課	プラスチック製容器包装・ペットボトル減容業務の直営化	<p>平成9年の容器リサイクル法施行により、平成14年度からプラスチック製容器包装・ペットボトル減容業務を市内業者に業務委託している。業務委託費が高額であるため、これまでも市内業者と直営化することについて協議を重ねてきたが、合意に至っていない。</p> <p>このため、リサイクル施設の建設統合に伴い、当該業務委託を廃止し(直営化)、業務の一元化を図る。</p> <p>①廃棄物処理計画・地域計画を変更し、施設の実施設計(平成25年度) ②施設建設(平成26年度) ③収集・受け入れ体制等の見直し(平成26年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の一体的管理による各種経費の削減 施設運営の効率化と適正管理及び廃棄物の適正処理 	100,000	
33	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	環境課	分別の徹底によるゴミ焼却の減量化と適正焼却運転の実施	<p>現状として、粗大ゴミ処理等は煩雑で経費がかかる(不燃部分の分離、切断・破碎等の前処理と運搬)ことに加え、使用可能なものがゴミとして排出されている。また、ゴミ袋の種類として、可燃ゴミ袋(3種類)、紙類専用袋、プラ製容器包装専用袋があるが、可燃ゴミに比して、紙・プラの収集量が伸び悩んでいる状況にある。</p> <p>このため、粗大ゴミに関しては、年に数回リサイクル市などを催す、一時的に施設に保管し、条件を満たす排出物については、希望者に引き取ってもらう等の対策を講ずる。また、ゴミ袋に関しては、リサイクル(紙・プラ)と焼却(可燃ゴミ)の料金差を大きくする等、それぞれの袋の料金体系の見直しを図る。</p> <p>また、可燃ごみに乾電池等の不適物が混入している状況も見受けられるため、今一度、ゴミ分別の徹底を図るべく地域説明会等開催と保健衛生業務推進協議会等との連携などの仕組みづくりを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 処理経費の削減 可燃ゴミの減量化 焼却施設の排出ガスの減少と適正運転管理 		
34	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	環境課	各種ゴミ袋料金の見直し	<p>市のゴミ袋には、可燃ゴミ袋(3種類)、紙類専用袋、プラ製容器包装専用袋がある。この中で、可燃ゴミに比して、紙・プラの収集量が伸び悩んでいる。</p> <p>このため、リサイクル(紙・プラ)と焼却(可燃ゴミ)の料金差を大きくする等、それぞれの袋の料金体系の見直しを図ることで、可燃ゴミの減量化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミの減量化 焼却施設の排出ガスの減少と適正運転管理 		
35	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	環境課	市営墓地の無縁仏の合葬	<p>市内の市営墓地において、管理人がないと思われる墓が出始めている状況にある。古川町内の市営墓地は管理料を毎年徴収しているが、後継人がない墓地があるため未集金が発生し始めている。また、神岡町内の市営墓地は空きがないものの、管理されていない墓も見受けられることから、整理することが必要となっている。</p> <p>このため、無縁仏は必要な手続をとったうえで合葬し、市営墓地の整理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市営墓地の適正管理(荒廃防止等) 無縁仏の墓地を整理することで、市営墓地の有効利用を図る。 		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
36	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	環境課	死亡者が飛騨市民以外の火葬使用料の有料化	現在、飛騨市民が火葬施設利用者又は死亡者である場合、火葬施設使用料は無料となっている（死亡者が市民でなくても、使用者が市民であれば無料）。このため、死亡者が市民ではない場合（施設入所者等の特例を除く。）は、有料とする。	・使用料の増加（件数が同じ場合） ・住民サービスの明確化		
37	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	水道課	下水道施設の長寿命化	飛騨市の下水道施設のうち、一部施設について老朽化が進んでいる。今後、安定して施設の維持管理を進めていくためには、長期的な視点での計画的な施設更新が必要である。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・施設の現状を調査し、機能低下の度合を把握する。 ・ライフサイクルコストの考え方に基づく更新計画を立てる。 ・計画に基づき、施設の長寿命化を図る。	・長寿命化の実施により、機械設備の耐用年数を17年延伸する。（平成26年→平成43年） ・ライフサイクルコストの縮減見込額16,990千円（17年経過後の見込み）		
38	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	水道課	簡易水道施設の統合整備	現在、飛騨市には小規模の簡易水道施設が点在している。水道施設が数多く点在する現在の状況では維持管理の効率が悪く、経費がかさむ状況にある。経費の縮減を図るには、施設統合により施設の数減らすことが必要である。また、現在の施設をこのまま維持するとした場合、今後各施設が老朽化し更新時期を迎えたときに更新費用が多額になる。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・比較的近接する複数の簡易水道施設について、施設を統合することで施設数を減らし経費の削減を目指す。 ・統合整備が可能と考えられる施設について、具体的な整備構想や事業計画を立てる。	・施設維持管理費の削減及び施設更新費用の削減 ・隣接する複数の簡易水道施設について、水源の確保や送水管布設ルート等を検討したうえで統合の実現可能性を調査する。 施設統合の検討対象（河合町） ①角川簡易水道、有家簡易水道 ②羽根簡易水道、新名簡易水道、上ヶ島簡易水道、保木林小規模水道 整備事業の概算事業費 52,000千円 維持管理費の削減見込額 400千円（年間）		
39	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部	水道課	水道事業経営の効率化（有収率の向上対策）	平成24年度の飛騨市水道事業の有収水量率は75.3%となっている。これは年間67万m3の水を無駄にしていることになる。施設の管理経費のうち、ポンプの電気料や薬品費といった費用は、配水量の増減に応じて変動するものである。したがって、無駄な配水量を減らすことが経費の削減に直結することとなる。無収水量としてはメーター不感水や不明水もあるが、その多くは漏水によるものであり、この無効水量を減らすことが必要である。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・有収率が低迷する原因について、配水系統全体を対象として点検する。 ・漏水調査や漏水修繕工事の頻度及び範囲について見直しを行う。 ・管路をはじめとする施設の老朽具合を把握し、漏水発生のおそれがある箇所を緊急性に応じて計画的に更新する。	・有収率の数値を同規模類似事業体の全国平均値である83%に近づけ、結果として水道事業の経営効率化を図る。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
40	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	環境水道部	水道課	下水道接続件数の向上(接続率の向上対策)	<p>公共下水道事業の面整備が平成30年度には終了となる見込みであり、これまで接続件数の増加に伴い増加してきた使用料収入も今後は減少していくと予想される。平成26年度上半期の状況として、下水道供用区域外地区と個別排水区域を除く水道利用開栓件数は8,991件あり、そのうち下水の接続件数は6,277件、未接続は2,714件となっていることから、さらに下水道への接続を促進し、使用料収入を確保する必要がある。このため、次の取組を行う。</p> <p>【取組項目の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水供用開始区域における未接続者を個々に特定、把握する。 未接続者に対し、戸別に接続依頼を行う。(水道メータ検針時依頼文書配布など) 未接続者へのアンケート調査により、接続できない理由等の調査を行う。 特に未接続理由のない未接続者への重点的な接続依頼を行う。 	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農村下水道の供用範囲における上水道利用件数に対し、その接続率を現在の69.81%から、77.0%とすることを目標とする。その結果として、下水道事業の使用料収入確保による経営効率化を図る。		
41	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	農林部	農林課	山林境界確定事業の推進(地籍事業との関連)	<p>山林境界画定を地籍事業により行っているが、山林所有者の高齢化や世代交代、市外在住の所有者等の存在により、境界が分からなくなりつつある。境界確認(現地での見通し)のため伐開作業が必要となる箇所もあるが、その作業にも地籍組合や所有者は大変苦慮し、年を追うごとに山林境界確認が大きな負担となってきている。また、地籍調査補助事業は8つの工程があり、一地区の完了に長期間の年数を要する。調査実施に意欲のある地区があるものの、年度内に実施できる事業量には限りがあることから、地籍調査事業への着手を待っている地区もある。</p> <p>このため、地籍事業とは別に、森林組合により事業計画がある地区や山林境界確定に意欲のある地区へ杭を支給し、地籍調査事業に先行して境界杭を設置して頂くことで、森林整備や将来の地籍調査を効率的に進めることができるようにする。(平成26年度に杭購入済み)</p>	森林整備や将来の地籍調査を効率的に進める。 ※早期に山林境界杭を設置しても、地籍調査実施まで杭が現地に残っているとは限らない。(宮川町三川原は森林組合の事業によりGPSによる簡易測量を実施。宮川町落合は数年以内に地籍調査。河合町新名は平成27年度から地籍調査実施予定)		
42	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	農林部	農林課	農業改良組合及び農業改良組合活動交付金のあり方の検討	<p>現在、農業改良組合長は、市の非常勤特別職としての身分を有している。また、農業改良組合活動交付金は、農業改良組合の活動及び運営を支援することを目的に交付している。</p> <p>(一組合当り交付額:農家戸数×500円(均等割)+とも補償加入面積×45円【H26予算額5,320千円】)</p> <p>農業改良組合は、地域農業者の取りまとめや農地保全管理機能的役割を担っているが、国が、集落や地域団体を交付対象とする中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業等を創設したことにより、改良組合の役割は、水稻生産実施計画書(細目書)の配布やとも補償制度への加入推進、転作確認等の限定的なものとなっており、総体的に縮小傾向にある。しかし、市全体を俯瞰した時、協定を締結して中山間・農地水事業を活用している地域は限定的であり、市内全域を網羅する改良組合の存在意義・必要性は依然として高いといえる。</p> <p>第二次政策総点検時の市民会議でも、農業版区長会という位置付けで、異常気象時の見回りや地域農業者の取りまとめなどの役割は重要であり継続すべきとの意見が出された。また、平成26年度から開始される『農業支援協議会』における地域意見の集約機能としての役割も期待される。</p> <p>このため、農業改良組合の意義及びその事業内容から、農業改良組合長の位置付け(身分)及び交付金の適正なあり方を見出す。</p>	より効果的な農業改良組合(長)体制の実現と交付金額の適正化を目指す。 ※平成30年産米から米の直接支払交付金が廃止(実質的に米の生産数量目標が廃止)となり、生産調整が廃止となった場合、改良組合長の重要な業務であった水田の転作確認が必要なくなるが、この業務によってこれまで耕作放棄地の発生を抑制していた面もあるといえる。以上も考慮した改良組合の業務内容を検討する必要がある。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
43	II 行政施策の再構築	ii 全市有施設の将来的方針の検討	農林部	農林課	飛騨市林業総合センターの利活用	<p>飛騨市林業総合センターは、飛騨市森林組合が事務所を移転して以降、利用が低迷している。指定管理者である飛騨市森林組合は、指定管理料の有無にかかわらず、今後の指定管理業務を受けない方針と、同センターの持ち分を市へ無償譲渡したいという意向を示している。</p> <p>現在、公民館的機能として利用されているが、「飛騨市林業総合センター条例」では使用料は規定しておらず(無料)、近隣の公民館を使用する団体との不公平感や、他町には無料で使用できる公的施設はない等、不公平感が生じている。</p> <p>また、平成26年度末で指定管理期間が満了となることから、同年度中に施設使用料の有料化と今後の活用策を決定する必要がある。</p> <p>このため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元産木材を利用した会社が起業する予定があるため、次年度以降の指定管理化を検討する(企画課関連)。 ・管理体制にかかわらず、施設使用料を新たに定める(条例改正により有料化する)。 ・施設の一部には森林組合の資本も投入されているため、森林組合との協議を行いながら計画の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正によりセンター使用について有料化することにより他施設との不公平が解消される。 ・指定管理施設として運用できれば、市直営の場合より維持費用が削減できるとともに施設を適正に管理できる。 		
44	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	農林部	農業支援センター	かじか養殖振興補助金の見直し	<p>水産業者等が経営向上及び地場産業の活性化を図るために行う「かじかの養殖・販売」に対して支援することを目的として、平成23年から補助制度を開始した。(補助率1/2、限度額30万円)現在、飛騨市かじか研究会は、5名(養殖3名、養殖調理1名、加工1名)で構成されている。</p> <p>【補助実績】</p> <p>平成23年度 1件(内容 冷凍庫の購入、事業費 355,000円:補助金 177,500円)</p> <p>平成24年度 1件(内容 飼育施設整備、事業費 140,000円:補助金 70,000円)</p> <p>実績も小額であること、また、平成25年度から「がんばる水産業応援事業費補助金」(新たな取組み、規模拡大に要する経費に対する補助制度 補助率1/3、限度額50万円)を創設したため、かじか養殖振興補助金を廃止し、がんばる水産業応援事業費補助金に一本化する。</p>	補助金額の削減と補助事業関連業務の効率化	620	
45	III 市民と行政の自立(自律)	ii 地域活性化活動の推進支援	農林部	農業支援センター	飛騨市産牛導入事業の見直し	<p>現在、子牛獲得に伴う補助制度による補助額が低額(導入価格(税別)の5%、上限3万円)であることから、せりによる子牛獲得が困難な状況にある。また、飛騨市生まれならどのような牛でも補助対象としている現状を、付加価値のある子牛に特化することで、市の特色を強化する必要がある。このため、①経済不況により市場価格が低迷していることの打破、②優良な遺伝子を持つ子牛の市外流失の防止、③飛騨市生まれ飛騨市育ちの飛騨牛の増頭といった、現状の課題を解消することを目指すとして、飛騨市生まれの和牛子牛を高山市場で購入した市内畜産農家に対し、導入価格の一部を補助する制度を推進する。【H25実績】24頭導入 事業費 648千円</p>	<p>現在でも「おやま系」の牛は雄・雌とも高値で売買されている。この限定された飛騨市産牛の保留・導入に対し補助することによって、同種の導入意識が高まり、「おやま系の郷」として飛騨市畜産の発展につながる。</p> <p>※平成25年度より「系統牛保留対策事業補助金」を制定。</p>		
46	III 市民と行政の自立(自律)	iii 地域人材の育成支援	農林部	農業支援センター	新規就農者(とまと)の育成・確保	<p>現在、市内のとまと農家も高齢化により減少傾向にあり、産地維持のためにも新たなとまと農家を確保・育成することが必要である。</p> <p>このため、JAひだが事業主体となり、とまと研修施設を設置し、毎年3名の研修生を受入れ、2年間の研修を行う取組みを実施し、研修修了後は、研修修了者が飛騨市内で就農していく仕組みづくりを行う。</p>	平成27年度から毎年3名の研修生を受入れ、2年間の研修を行い、平成29年度から毎年3名の研修修了者がとまと農家として就農することで、市内農家数の確保育成を図る。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
47	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	基盤整備部	建設課	橋梁長寿命化対策事業	<p>【現状】飛騨市管理橋梁 302橋 うち計画対象橋梁 74橋(平成26年4月現在) これまで、計画対象橋梁においては、1・2級市道並びその他の幹線ネットワークを構成する道路で、災害時における防災拠点等を結ぶ橋長15m以上の橋梁(老朽・破損)等の橋について、その都度架け替えや補修を実施し、安全安心の確保を図ってきた。しかし、道路法一部改正に伴い、橋長2m以上の橋梁について5年に1回の点検が義務付けられ、2m以上の橋梁全てについて架け替えや修繕の対応を行わなければならないとなった。このような管理を継続していく中では、将来的に維持管理費用が必要となることはもとより、一時的に膨大な更新費用が発生することも見込まれ、道路利用者への安全安心なサービス提供を持続することが、次第に困難となってくる。</p> <p>このため、計画的な橋梁長寿命化事業を実施し、橋梁の更新・維持修繕に要する費用を平準化する。</p>	計画的な橋梁長寿命化を図ることで、橋梁自体を延命化し、更新・維持修繕に要する費用が一定の期間に集中することを防ぎ、計画的な財政運営を図る。		
48	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	基盤整備部	建設課	消雪ポンプ電気契約を融雪契約へ変更	<p>現在、古川町内の消雪用ポンプの受電契約は37件あり、年間654万円の電気料(平成23年度実績)が発生している。</p> <p>このため、この電気契約を「融雪契約」へと切り替えることで、電気料金の低減を図る。</p> <p>融雪契約は電気使用量は割高であるが、冬季の契約期間以外に基本料が発生しないため、融雪契約とすることで年間の電気料金を低減することが可能となる。</p>	年間電気料金の削減	3,200	
49	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	基盤整備部	都市整備課	市営住宅の長寿命化	<p>現在、市では299戸の市営住宅を管理しているが、全住戸の38%にあたる113戸が耐用年数の1/2を経過している状況にあって、これまでの対症療法型の修繕対応では建物の劣化を早めることになりかねない。</p> <p>このため、平成26年3月に策定した「飛騨市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的見地から計画的な改善事業を実施することにより建物の耐久性を向上させ、長寿命化を図る。(※木造については50年、RC造については70年使用することとして試算)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改善事業実施により建物の長寿命化を図り、次回建て替え時期を延ばすことで、ライフサイクルコストを縮減する。 ・平成27年度から平成30年度に改修を予定している12団地で、期間中約1,800万円のライフサイクルコスト改善効果を見込む。 	18,000	
50	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	基盤整備部	都市整備課	克雪住宅整備補助金の廃止	<p>高齢化の進む本市において、除排雪作業の軽減化を目的として、新築及び改修による住宅整備(落雪化、融雪化、耐雪化)を行った個人を対象に補助金を交付している。</p> <p>【補助率】一般世帯:費用の30%で最大30万円 特別世帯:費用の50%以内で最大50万円</p> <p>合併以後、継続されてきた事業であるが、年々申請者が漸減してきていること、燃料費の高騰によって設置したにもかかわらず融雪装置を使用しない者が存在すること等、補助形態そのものの適正性と必要性の検証を行う必要がある。このため、同事業を終了する。</p> <p>なお、当該補助制度は、第二次行政改革において平成25年度で廃止予定であったが、制度利用者への配慮から暫定的に継続してきた経緯もある。ただし、高齢者世帯・母子世帯等への配慮は必要であることから、今後、別形態の助成制度等の整備検討が必要である。</p>	制度完了によって、同事業にかかる補助金額を削減することができる。	54,000	

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
51	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	教育委員会	教育総務課	給食調理業務等の民間委託の検討	現在、新規の単労職員の正規採用を行っていないことから、今後、給食調理員の高齢化や臨時職員がその調理業務の大半を補う状況となることが予想される。【現状】神岡(正職1名、臨職8名)、河合(正職2名)、山之村(正職1名) このような問題を解決するため、給食調理業務並びに給食運搬業務の民間委託の実現性について検討する。 また、学校給食に限定しない、新たな給食サービス提供の実現性についても研究し、民営化の可能性を探る。(例:高齢者への給食サービス)	民間委託(民営化)により想定される効果 ・単労職員の退職不補充に対応できる。 ・安定した給食提供が可能。 ・調理業務にかかる市の財政負担(人件費か委託費か)は、ほとんど変わらないが、センター長2名分の人件費は削減可能。		
52	Ⅳ 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	教育委員会	教育総務課	飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金の見直し	地元就職による雇用の確保と若者の定住推進を図るため、飛騨市育英基金の貸付生が地元就職し飛騨市内に居住している場合に育英基金償還額の1/2以内の額を補助金として交付している。(平成26年度予算:640万円、45人予定) 課題として、補助金を受けるには育英基金貸付生であることが前提だが、育英基金の貸付けは申請主義のため、貸付要件を満たす方でも育英基金を借りない方もあり、同じ地元就職であっても貸付の有無によって取扱いが異なる。また、補助総額が最大で1人当たり120万円と個人に対する補助金としては破格といえる。加えて、地元就職したくとも地元企業が求人をしていない等、自らの努力だけでできないこともあり、補助金対象者となることに不平等が生じているといえる。このため、当該補助制度を終了する。 (※別部署にて、当該補助制度に代わる全ての地元就職者を対象とした新たな地元就職奨励金制度を創設する。)	補助金額の削減	16,800	
53	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	iii 地域人材の育成支援	教育委員会	学校教育課	学校事務共同実施の推進	教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保するためには、事務処理を中心的に行う学校事務職員の果たす役割は大きい。しかし、学校規模によって事務量が異なり、事務職員の力量や経験年数の違いから事務処理に係る学校間格差が生じやすい。また、1校1人配置という学校事務職員が、適正かつ効率的な事務を安定して進めるためには、本務校という枠を超えた協力体制の確立が望まれる。 現在、「事務の共同実施」加配として市内に県費負担事務職員1名を配置し、教育委員会の指導のもと、学校教育計画に資する予算編成、適正かつ効率的な物品管理、県費・市費・校費の複数会計の適正執行、全校体制で取り組む経費削減・節電などに取り組んでいるが、今後加配措置がなくなっても、事務職員の無配校を含めて同様の取組が求められるところである。 このため、今後も「事務の共同実施」の取組みを継続する。また、市として継続的に県に対し事務員加配のための要望、働きかけを行い、「事務の共同実施」加配1名を含め、市内に8名の事務職員の配置を確保・維持する。(1校当り1人の事務職員割合)	「事務の共同実施」加配措置がなくなっても、教育委員会と各学校事務職員が連携して組織的に共同実施に取り組むことで、学校規模や事務職員の経験年数に関係なく学校事務を統一的に適正かつ効率的に行うことができる。 また、教員にとっては児童生徒一人ひとりと向き合う時間が十分に確保されることで、児童生徒の学力向上につながる。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
54	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	iii 地域人材の育成支援	教育委員会	学校教育課	学校情報化の推進	市内小中学校では、児童生徒一人ひとりの学力向上を目指し、市学習習慣確立指針を基盤に指導方法の改善に取り組んできた。その結果、小6・中3対象の全国学力・学習状況調査、全児童生徒対象の市標準学力調査にその成果が現れ、その過程は校内研究における指導計画・指導案等として整えられつつある。しかし、それらを一括管理し蓄積する体制が不十分なため、日常的な指導案等の活用及び相互の改善までに至っていない。このことから、保護者への効果的な家庭学習の方法や学習支援のための情報提供も十分にできていない。また、学校からの情報発信について、ホームページが整備されていない学校や、ホームページはあるが更新が滞っている学校がある。 このため、市教育研究所が拠点となり、学校情報化推進事業として次の3事業を推進する。 ①市内小中学校ホームページ活用事業 ②研究紀要、実践記録、指導計画並びに指導案活用事業 ③家庭教育支援事業	学校ホームページの作成・運用を支援することで、学校と保護者や地域とのコミュニケーションを生みだし、開かれた学校づくりにも大きな効果がある。各校のホームページ作成・更新にかかる教職員への事務負担を軽減することで、教員の児童生徒に向き合う時間が増えることも期待できる。 また、市教育研究所のホームページ上で、教員の指導力向上・指導方法の工夫改善への支援及び家庭教育への支援を行うことで、教職員の資質向上はもとより、児童生徒一人ひとりのさらなる学力向上を目指す。		
55	Ⅳ 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	教育委員会	生涯学習課	社会体育施設の保守点検	学校遊具については、他の自治体等における事故の発生事案を受けて毎年点検を行っているが、社会体育施設・設備については、これまで定期的な安全点検は行ってこなかった。しかし、施設・設備によっては、万一破損すれば大事故につながる危険性もある。 このため、今後は社会体育施設・整備の定期的な保守点検を行うこととし、必要に応じて修繕や更新を図る。 専門業者に委託し、年1回程度の定期点検を行うものとする。	定期的な点検によって、大規模修繕を要する前に対応することで施設・設備の長寿命化を図り、長期的には支出の削減を目指す。また、重大事故の発生を未然防止し、利用者の安全を図る。		
56	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	ii 地域活性化活動の推進支援	教育委員会	生涯学習課	神岡図書館の移転リニューアル	神岡図書館は、昭和53年の建築から35年が経過し、老朽化が著しい。そのため、平成21年7月に開館した飛騨市図書館に比べ利用状況に大きな隔りがある。一方、神岡振興事務所も昭和53年建築であるが、耐震補強工事による継続使用が予定されており、内部には多くの空きスペースがある。 このことから、耐震補強工事に併せて図書館機能を持たせる改築を行い施設全体の有効活用を図るとともに、神岡図書館のリニューアルによる利用者の利便性向上を図り、神岡町公民館と併せて神岡地区の文化振興の拠点施設とする。 (神岡振興事務所の耐震補強工事に伴い、神岡図書館を神岡振興事務所の空きスペースに移転する。)	施設の有効活用。神岡図書館の利用者増。		
57	Ⅱ 行政施策の再構築	ii 全市有施設の将来的方針の検討	教育委員会	生涯学習課	生涯学習施設の再編	生涯学習施設の中には耐震強度が不足する施設が存在する。今後も利用するためには数億円の耐震補強工事が必要となるが、旧小学校校舎等は現在の利用状況に対して施設が大きく、老朽化も進んでいるため、耐震補強のうえ使用するには無駄が生じることが予想される。このため、耐震補強を行うのではなく、利用者への施設を利用していただくなど、施設の利用形態を見直すことで、将来的に改修費を要する施設を廃止することで効率化を図りたい。 桜ヶ丘プール撤去と桜ヶ丘体育館防火用水新設、神岡小プール改修と連携しての旭ヶ丘プール廃止、河合プール、屋外照明施設等、利用頻度の低い施設の必要性を検討する。 また、直営のコミュニティ施設のうち特に老朽化が進んでいる施設については、地域性も考慮しながら、譲渡・廃止を視野に入れた地元協議を進めていく必要がある。	有効活用されていない施設の整理統合により、維持管理経費を抑制するとともに、事故や犯罪等の防止を図る。	4,279	

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象(事業等名称)	現状と課題(取組の必要性) 取組項目の概要(具体的手法)	取組による効果(具体的目標)	目標効果額 総額(千円)	備考
58	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	ii 地域活性化活動の推進支援	教育委員会	生涯学習課	生涯学習・文化活動の推進	飛騨市では、乳幼児期の乳幼児学級、学齢期には子ども会、PTA、スポーツ少年団への支援、成年期には公民館講座の実施、文化協会や体育協会への支援、高齢期にはシルバー学級での生きがい対策等の事業を行っているが、より一層の活性化と充実化が求められている。 このため、今後は、更に地域社会において女性が個性と能力を発揮できる環境の実現を目指し、地域を見つめなおすことができるような学習機会を提供していく。 また、文化活動については、文化協会への支援の他、地域文化振興補助事業を実施し、市民の文化活動を支援している。市民自身の文化活動と一流の芸術の鑑賞活動は車の両輪であることから、今後は文化協会や各種団体との連携をより深め、市民が自発的に行う多種多様な文化活動の推進を図る。	・女性の一層の地域社会、市政への参加と関心の高まり ・文化活動に携わる市民の増加		
59	I 行政組織の再構築	i 効率的な組織・機構の確立	消防本部	総務課	飛騨市消防団組織及び条例定数等の見直し	消防団員の条例定数は、合併協議会の中で定められ現在に至っているが、合併時からの市の人口減少に伴い基本団員数も100名余りが減少してきている。地域によっては従来の分団・部・班の編成が困難となっている現状の中で、組織力・防災力の維持という観点からも分団・部の統廃合による消防団組織の見直しが急務となっている。 また、人口減少の中で市全体の消防団員数の減少も深刻な状況にあることから、県下の情勢も考慮しながら、実情に即した条例定数の整備を図る。	分団・部の統廃合によって、一部の消防団員への負担集中を防ぐとともに、配備車両・消防団資機材を整理し経費節減を図る。また、条例定数見直しにより、消防団員に係る消防基金への負担金や掛け金を適正化することでも経費削減を図る。		
60	Ⅳ 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	消防本部	総務課	消防団車両の見直し	現在、飛騨市消防団で消防ポンプ自動車を9台配備しており、内訳は神岡方面隊8台、古川方面隊1台という状況である。このうち、神岡方面隊ではこの他に小型動力ポンプ付積載車10台を保有しているが、消防力の基準に基づくと、消防ポンプ自動車3台と小型動力ポンプ1台で足り、広範囲な地域であることを考慮しても必要以上の消防力を有しており、明らかに他の方面隊とのバランスが取れていない。また、消防団員が減少している状況の中で、小型動力ポンプ付積載車は消火活動を少ない人員で対応できることや、ポンプ配置場所を自在に変更できるため活動範囲が広範で利便性が高いことなどから、今後は神岡方面隊と消防ポンプ自動車の適切な配置数について協議し、更新時期を見据えて小型動力ポンプ付積載車に変更していく。	団員減少を見据えた消防車両配置とすることで、消防車両更新に要する経費節減を図る。	68,000	
61	Ⅳ 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	消防本部	救急課	消防本部保有車両の見直し	消防本部の保有車両は、消防車6台、救急車5台、救助工作車(資器材運搬車含む)2台、指令車3台、査察車1台、運搬車2台、その他1台の合計20台となっている。現在、神岡消防署で保有している救助工作車(資器材運搬車)は老朽化により車検を受けることが出来なかったため廃車し、資器材の一部を他の消防車に搭載して運用しているが、神岡消防署管内においては交通事故などによる出動が多くあり、救助資器材運搬車は必要不可欠な車両である。このことから、救助資器材運搬車を新たに更新し、現在神岡消防署に配備している救助資器材の一部を搭載している消防車について、平成27年度に更新時期である20年目となるため廃棄し、消防本部が保有する車両を20台から19台に減車する。	消防本部が所有する車両20台を19台にすることにより車両にかかる経費節減を図る。	9,000	
62	Ⅲ 市民と行政の自立(自律)	iii 地域人材の育成支援	消防本部	救急課	ジュニア・パラメディックプロジェクト	近年発生している大規模災害等からも、学童期から「命の尊さ」という意識を定着化させることは不可欠である。このため、小学校4年生から中学校2年生までの5年間を通じ「自分の命は自分で守る」人材を育成していく。具体的には、応急手当や心肺蘇生法、更には防災トレーニングといった内容を、それぞれ学年の能力に応じた内容を段階的に指導(座学・実技)する。最終的には、5年間の育成期間を経た児童生徒全員が、自らが学んだ処置技術を自分以外の人に指導できる状況となることを目指す。(パラメディック=救急処置技術)	このプロジェクトには、必然的に教職員や保護者も関わることになり、児童生徒はもとより、関係者の防災意識の向上、ひいては市全体の防災力の向上を図ることができる。		

第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）一覧

No.	基本的方策	重点項目	提案部	対象課	改革の対象 (事業等名称)	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 (具体的目標)	目標効果額 総額（千円）	備考
63	IV 適正な 財政運営	i 計画的 な予算執行	神岡振 興事務 所	神岡振 興事務 所	エコカー（低燃費 車）の導入による 公用車の維持経 費の抑制	<p>神岡振興事務所総務係所管の公用車は、平成24年度実績で7台、年間走行距離89,540km・燃料7,773ℓ、平均燃費11.82ℓであり、内6台が走行距離14万kmを越えている。平成25年度からは1台減少したことから、1台あたりの使用頻度が増えると共に経年数や走行距離が多いため故障の発生回数が増加傾向で、維持費の抑制が課題である。また、行政区域が広いため、必然的に公用車の使用回数が増えることに加え、使用したい車両が障害児保育の事業、研修会（遠距離：岐阜市出張）に使用されることが多く、他の車両使用を余儀なくされることとなり、使用目的と車両のミスマッチを起している。</p> <p>このため、計画的に低燃費車両への更新を進めるとともに、近辺での公用車使用のルールを設けるなど、限られた公用車数の中で効率的な利用形態の構築するとともに、総燃料費の削減を図る。</p>	年式が古く燃費効率の悪い公用車をエコカー（低燃費車）と軽自動車に更新して、使用目的に応じた適切な車両選択を可能にすることで、維持経費の抑制を図る。	384,929	
	合計							384,929	